

# 第49期

## 定時株主総会 招集ご通知

日本プロセス株式会社

証券コード：9651

### 開催情報

#### ◆開催日時

平成28年8月26日(金曜日) 午前10時  
(受付時間 午前9時30分)

#### ◆開催場所

東京都港区浜松町二丁目4番1号  
世界貿易センタービルディング 3階Room B

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 社外取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

# 目 次

第49期定時株主総会招集ご通知 .....	1
(第49期定時株主総会招集ご通知 添付書類)	
事業報告 .....	2
1. 企業集団の現況 .....	2
2. 会社の状況 .....	7
連結計算書類 .....	17
連結貸借対照表 .....	17
連結損益計算書 .....	18
連結株主資本等変動計算書 .....	19
連結注記表 .....	20
個別計算書類 .....	27
貸借対照表 .....	27
損益計算書 .....	28
株主資本等変動計算書 .....	29
個別注記表 .....	30
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 .....	35
計算書類に係る会計監査人の監査報告 .....	36
監査役会の監査報告 .....	37
株主総会参考書類 .....	39
議案及び参考事項 .....	39
第49期定時株主総会会場ご案内図	

株 主 各 位

東京都港区浜松町二丁目4番1号  
日本プロセス株式会社  
代表取締役社長 上 石 芳 昭

## 第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年8月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年8月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号  
世界貿易センタービルディング 3階Room B  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第49期（平成27年6月1日から平成28年5月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第49期（平成27年6月1日から平成28年5月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 社外取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

- （注）
1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 本招集ご通知の事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ（<http://www.jpdc.co.jp/>）において、掲載することによりお知らせいたします。
  3. 節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビス（ネクタイ・上着なし）にて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 事業報告

(平成27年6月1日から  
平成28年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下、当期）におけるわが国経済は、海外経済の不透明さなどで一部に弱さがみられるものの、雇用情勢の改善や設備投資に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調が継続しました。

情報サービス産業におきましては、企業収益の改善に伴い、大企業・非製造業などを中心にソフトウェア投資は緩やかな増加傾向で推移しました。

こうした環境の中、当社は、「社会インフラ分野の安全・安心、快適・便利に貢献する」を中期経営ビジョンとする新たな3カ年の中期経営計画（平成27年6月～平成30年5月）を策定し、IoT、自動車、環境・エネルギーをキーワードとし次なる中核ビジネスに注力すること、継続的な発展のために人材へ重点投資することに取り組んでまいりました。また、ソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守まで行うことで顧客に最大のメリットを提供するトータルなソフトウェアエンジニアリングサービスについては、各BU（ビジネスユニット）ごとに目標と評価方法を明確にし、計画に従ったPDCAサイクルを回す取組みを、これまでどおり推進してまいりました。

当社が注力分野としている自動車分野については、制御技術、画像解析技術、組込技術、近距離無線技術など複数のセグメントで得意とする技術力を結集し、当期より安全運転支援システムの開発に取り組んでおり、更なる体制拡大に向けた営業活動を進めてまいりました。

経営成績につきましては、ITサービスで金融業の構築作業や企業内情報システムの更改などで大幅に伸長するとともに、制御システムも堅調に推移しましたが、前年に特定情報システムと産業・公共システムで大型案件が完遂したことで、全体として売上は前年を下回りました。また、組込システムで技術者を先行投入したことや、制御システムでローテーションによる教育時間の増加やオーバーアサインを行ったことなどにより、営業利益及び経常利益も前年を下回りました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、法人税等負担額の減少により前年に比べて微減となりました。

一方、当社グループは、コーポレートガバナンスの基本方針に基づきCSR（企業の社会的責任）の一環として寄付を毎年実施しており、2つの財団（公益財団法人SBI子ども希望財団、特定非営利活動法人日本紛争予防センター）に合計3百万円を寄付いたしました。また、熊本地震により被災された方々の支援や被災地の復興にお役立ていただくための義援金として1百万円を、日本赤十字社を通じて寄贈いたしました。今後も継続的に利益の一部を社会貢献に役立ててまいります。

こうした結果、売上高は5,618百万円（前年同期比3.4%減）、営業利益は425百万円（前年同期比12.7%減）、経常利益は479百万円（前年同期比10.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は304百万円（前年同期比1.7%減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。  
(制御システム)

制御システムでは、火力発電所向け監視・制御システムは、国内及び海外案件とも作業量が増加し堅調に推移しました。また、プラント制御用コントローラーシステムは、概ね横ばいで推移しました。

自動車の制御システムは、変速機制御ではCVT（無段階変速機）の開発量が増加したため、エンジン制御から技術者をシフトしました。また、今期より受注した安全運転支援システム開発は横ばいで推移しました。

一方で、技術者のローテーションにあたり教育時間が増加したことやオーバーアサインが発生しました。

この結果、制御システム全体では、売上高は1,048百万円（前年同期比4.8%増）、セグメント利益は216百万円（前年同期比0.8%増）となりました。

#### （交通システム）

交通システムでは、在来線の運行管理システムは、追跡制御システムの開発は堅調だったものの、一部案件で開発開始時期の遅延が発生したため、横ばいで推移しました。また、新幹線の運行管理システムは保守フェーズが継続しており横ばいで推移し、海外高速鉄道は試験フェーズとなり体制が縮小したことなどで、交通システム全体の売上は前年を下回りました。一方、在来線や新幹線で前年にあった瑕疵対応が解消されたことで利益は前年を上回りました。

この結果、売上高は524百万円（前年同期比4.0%減）、セグメント利益は95百万円（前年同期比23.2%増）となりました。

#### （特定情報システム）

特定情報システムでは、危機管理関連は前年に大型案件を完遂したことに加え、顧客の開発量が減少したことなどで売上、利益とも前年を下回りました。また、地理情報関連も前年に大型案件を完遂し体制を縮小したことなどで売上、利益とも前年を下回りました。一方、今期より受注した画像解析技術を活かした自動車の安全運転支援システム開発は横ばいで推移しました。

この結果、売上高は506百万円（前年同期比23.6%減）、セグメント利益は101百万円（前年同期比36.0%減）となりました。

#### （組込システム）

組込システムでは、車載情報システムは、通信ミドルウェア関連は概ね横ばいで推移したものの、車載プラットフォーム関連で一部見込んでいた開発案件が顧客都合で中断したため、売上は前年を下回りました。また、技術者を先行投入したことで利益も前年を下回りました。

ストレージデバイスの組込システム開発は、コンシューマー向けで新機種への対応や企業向けで担当機能が拡大したことなどで開発量が増加し堅調に推移しました。また、ストレージサーバー開発は、開発作業が終了したため体制が縮小しました。

この結果、売上高は1,253百万円（前年同期比5.1%減）、セグメント利益は240百万円（前年同期比21.8%減）となりました。

#### （産業・公共システム）

産業・公共システムでは、公共向けにおいては、準天頂衛星システムは試験フェーズに入り堅調に推移し、駅務機器開発は開発・改造案件を並行して進めるなど好調に推移しました。また、鉄道子会社向けのエンジニアリングサービスは、新規部署を開拓したものの在来線システム開発の収束などに伴い売上は前年を下回りました。

産業向けにおいては、コンビニ関連システムは開発フェーズに入ったことで体制が拡大しましたが、前年に開発が膨らんだスポーツ関連システムは保守フェーズに入ったため売上、利益とも前年を下回りました。また、今期より受注した放送システム、認証許可システムは横ばいで推移しました。

また、IoTへの取組みとして、関連する協会への加入や研究会への参加などを開始しました。

この結果、売上高は1,265百万円（前年同期比8.2%減）、セグメント利益は292百万円（前年同期比6.7%減）となりました。

## (ITサービス)

ITサービスでは、検証業務は、一部で顧客のハードウェア開発の遅れにより作業中断が発生したものの、その他は堅調に推移したため、全体では横ばいとなりました。構築業務は、金融業の構築作業がピークを過ぎ体制が縮小傾向にあるものの好調に推移しました。保守・運用業務は、企業内情報システムがシステム更改に伴い体制が拡大しました。また、会計システムは新規パッケージ開発がスタートしたことで体制が拡大し堅調に推移しました。

この結果、ITサービス全体としては、売上高は1,019百万円（前年同期比12.8%増）、セグメント利益は181百万円（前年同期比23.4%増）となりました。

### ② 設備投資等の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資額は7百万円ですが、その主なものはソフトウェア開発のための事務用機器6百万円、社内システム改善のためのソフトウェア0.6百万円です。

### ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 46 期 (平成25年5月期)	第 47 期 (平成26年5月期)	第 48 期 (平成27年5月期)	第 49 期 (当連結会計年度) (平成28年5月期)
売 上 高 (千円)	5,230,948	5,275,714	5,813,875	5,618,798
経 常 利 益 (千円)	366,766	425,618	534,144	479,342
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	208,437	241,223	310,127	304,913
1株当たり当期純利益 (円)	37.59	43.50	61.45	61.94
総 資 産 額 (千円)	9,139,908	9,161,643	9,359,120	9,146,981
純 資 産 額 (千円)	8,133,872	8,214,195	7,827,202	8,011,852
1株当たり純資産額 (円)	1,466.86	1,481.36	1,590.07	1,627.58

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
国際プロセス(株)	千円 10,000	% 100.0	制御システム等の開発

- (注) 1. 当連結会計年度における子会社は、上記1社であります。  
2. 当社は、平成27年6月1日付でアイ・ピー・エス(株)を吸収合併いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済状況の激変から、業界別の受注環境は大きく変化しております。そのため、当社の各セグメント間の受注量の格差が拡がり、受注価格低減の要求もあいまって、早急な対応をとることが求められています。

これらの直面する課題に対処するだけでなく、今後さらなる飛躍をするための備えをすることも重要な課題であり、以下の取組みを行ってまいります。

- ① 営業力の強化と引き合い案件の増加  
取引量の多い既存の顧客からの安定受注に加え、それに次ぐ顧客からの受注拡大のネックとなっているリソースを確保するために人材の流動化を更に進めます。また、新規顧客を開拓するために、当社グループの主力技術分野での提案力を強化し、営業体制の強化を図ります。これにより主要取引先の占有リスク回避にもつなげてまいります。
- ② 請負化・大規模化の推進  
プロジェクト管理支援部によるプロジェクトマネージャ育成プログラムを実施し、プロジェクト管理力を強化することにより請負業務のリスクを軽減し、大規模システムの請負能力を強化します。品質技術部により開発プロセスを標準化し、安定した品質と生産性の向上を図ります。また、必要な技術を持つ技術者を流動的にプロジェクトに結集させるために事業部間の連携を強化してまいります。
- ③ コスト競争力の強化  
プロジェクト管理の強化により品質と開発効率を向上させると同時に、中国現地法人を活用し原価低減を進めます。また、基幹情報システムにより管理業務を効率化させることで販売費及び一般管理費を削減し、コスト競争力を強化してまいります。
- ④ 優秀な人材の確保、育成  
当社グループの競争力の源泉である人材育成に関しては、これまで同様、社外の人材育成の専門家の協力を得て、最優先事項として取り組んでまいります。また、採用活動においても、海外を含めた広い視野で実施し、優秀な人材の確保に努めてまいります。
- ⑤ グローバル化の推進  
今後も増加することが予想されます海外案件につきましては、顧客がグローバル市場で競争優位を保てるよう技術の育成を図り、顧客とともに積極的にグローバル化を推進してまいります。

**(5) 主要な事業内容 (平成28年5月31日現在)**

事業種類	セグメント	主な事業内容
システム開発	制御システム	エネルギープラント、自動車
	交通システム	交通・運輸
	特定情報システム	防災、危機管理、宇宙・航空
	組込システム	車載情報機器、情報家電、ストレージデバイス
	産業・公共システム	公共システム、ビジネス基盤システム、業務システム
情報サービス	ITサービス	検証サービス、構築サービス、保守・運用サービス

**(6) 主要な事業所等 (平成28年5月31日現在)**

名称	所在地
日本プロセス(株)	
本社	東京都港区浜松町二丁目4番1号
日立事業所	茨城県日立市大みか町一丁目5番17号
京浜事業所	神奈川県川崎市川崎区東田町8番地
横浜事業所	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町489-1

**(7) 使用人の状況 (平成28年5月31日現在)**

## ① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
550名	11名減

(注) 従業員数には、使用人兼務役員および臨時従業員9名は含まれておりません。

## ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
550名	11名減	36.7歳	11.9年

(注) 従業員数には、使用人兼務役員および臨時従業員9名は含まれておりません。

**(8) 主要な借入先の状況 (平成28年5月31日現在)**

借入金はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

その他企業集団の現況につきましては、特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（平成28年5月31日現在）

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 22,980,000株                 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,922,550株（自己株式822,634株を除く） |
| ③ 株主数      | 966名                        |
| ④ 大株主      |                             |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
大 部 満 里 子	624千株	12.69%
大 部 仁	549千株	11.17%
大 部 力	545千株	11.07%
日 本 プ ロ セ ス 社 員 持 株 会	421千株	8.56%
吉 川 豁 彦	377千株	7.66%
ア ド ソ ル 日 進 株 式 会 社	311千株	6.32%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	248千株	5.05%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	167千株	3.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	134千株	2.74%
小 泉 純 子	121千株	2.46%

(注) 持株比率は自己株式（822,634株）を控除して計算しております。

### (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況（平成28年5月31日現在）

#### ① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 部 仁	
代表取締役社長	上 石 芳 昭	
取 締 役	多 田 俊 郎	事業統括兼技術統括兼事業本部長
取 締 役	久 保 裕	管理統括兼財務統括兼グループ会社統括兼情報システム統括 国際プロセス株式会社代表取締役社長
取 締 役	松 岡 仁	品質統括兼プロジェクト管理支援部長兼日立事業所長
取 締 役	諸 星 信 也	広告システム研究所所長 東京コンサルティング株式会社顧問
常 勤 監 査 役	岡 竹 芳 彦	
監 査 役	椎 名 健 二	弁護士（東京弁護士会）中村法律事務所
監 査 役	上 蘭 朗	上蘭朗公認会計士事務所所長 カウンスード税理士法人代表社員 カウンスードコンサルティング株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役諸星信也氏は、社外取締役であります。  
 2. 取締役諸星信也氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。  
 3. 監査役椎名健二氏、上蘭朗氏は、社外監査役であります。  
 4. 監査役上蘭朗氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。  
 5. 監査役上蘭朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### ② 事業年度中に退任した監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
川 上 弘	平成27年8月28日	任期満了	社外監査役 株式会社弘和代表取締役

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めており、社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	54百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	13百万円 (2百万円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (4名)	68百万円 (5百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成2年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成2年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、平成27年8月28日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名に対する退職慰労金2百万円を支給しております。なお、上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額11百万円（取締役5名11百万円）、役員退職慰労引当金繰入額9百万円（取締役6名8百万円、うち社外取締役1名0.3百万円、監査役4名1百万円、うち社外監査役3名0.2百万円）が含まれております。
5. 期末現在の人員数は取締役6名、監査役3名であります。なお、上記支給人員との相違は、平成27年8月28日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいることによるものであります。

### ⑤ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役諸星信也氏は、広告システム研究所所長、東京コンサルティング株式会社顧問であります。当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 監査役椎名健二氏は、中村法律事務所の弁護士（東京弁護士会）であります。当社は中村法律事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しております。
- ・ 監査役上蘭朗氏は、上蘭朗公認会計士事務所所長、カウンシードコンサルティング株式会社代表取締役、カウンシード税理士法人代表社員であります。当社との間には特別の利害関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 諸 星 信 也	当事業年度中に開催された取締役会13回全て出席しております。 同氏は、出席した取締役会において、情報システム関連技術者及び上場企業の上級管理者の経験に基づき、適宜必要な発言を行いました。
監査役 椎 名 健 二	当事業年度中に開催された監査役会6回全て、取締役会13回のうち12回出席しております。 同氏は、出席した取締役会及び監査役会において、弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行いました。
監査役 上 蘭 朗	当事業年度において、監査役就任後に開催された監査役会4回全て、取締役会10回全て出席しております。 同氏は、出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行いました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

京橋監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	17百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、平成27年7月6日開催の監査役会で決議した「会計監査人の解任又は不再任の判断基準」に該当した場合には、監査役会規則に則り、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

また、会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の理由を報告します。

〔会計監査人の解任又は不再任の判断基準〕

- ・会社法第340条第1項各号に該当したとき
- ・会社法、公認会計士法等の法令違反により監督官庁から行政処分その他の措置を受けたとき
- ・日本公認会計士協会の上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿の登録が取り消されたとき
- ・会計監査人の能力、組織および体制（審査体制を含む）、監査の品質、独立性等において監査を遂行するに不十分であると判断したとき
- ・職務上の義務違反があったとき

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを、行動規範/行動指針を通し取締役、監査役、使用人に周知徹底を行う。
  - ロ. 当社は、組織総合規程、職務分掌細則、決裁権限細則、稟議規程等を制定し、職務の執行と範囲を明確に定める。
  - ハ. 取締役は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努める。
  - ニ. 監査役は当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、取締役に対し改善を助言又は勧告しなければならない。
  - ホ. 内部監査部門は、各部門の業務を監視し不正等を発見した場合、社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。
  - ヘ. 内部統制管理責任者及び内部統制事務局を定め、内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
  - ト. 取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われる虞があることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口又は社外の顧問弁護士に対し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 文書管理規程及び文書管理規程細則に基づいて、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
  - ロ. 取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書又は電磁的媒体を閲覧できるものとする。
- ③ リスクの管理に関する規程その他の体制
  - イ. 内部統制管理責任者は、管理部及び関連部署と連携し、当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
  - ロ. 取締役会は、内部統制管理責任者より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し統括的な危機管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ロ. 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤役員連絡会を原則週1回開催し業務執行に関わる意見交換等を行うとともに、取締役・監査役・その他検討事項に応じた責任者等が出席する経営会議を原則月1回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
  - ハ. 業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標の明確な設定、各部門への目標付与を行い、各部門においてはその目標達成に向けた具体策を立案・実行する。

- ⑤ 当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制
- イ. 取締役会は、グループ会社共通の企業理念、行動規範/行動指針を策定し、グループ全体に周知徹底する。
  - ロ. グループ会社統括は、内部統制管理責任者と連携し、各グループ会社の内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
  - ハ. 当社取締役、部門長、グループ会社社長は、各担当部門の業務執行及び財務報告に係る適切性を確保する内部統制システムの確立と運用の権限と責任を有する。
- 二. 内部監査部門は、グループ各社の業務を監視し不正等を発見した場合、社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。
- ホ. グループ各社の取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われる虞があることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口又は社外の顧問弁護士に対し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。
- ヘ. グループ会社の社長、もしくはグループ会社統括は、グループ会社の経営について当社取締役会において事業内容の定期的な報告を行う。また、重要案件において、グループ会社の社長は、グループ会社統括と協議し、グループ会社での協議結果を当社取締役会に随時報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が求めた場合、監査役の職務を補助のための使用人を配置し、その人事については取締役と監査役が協議して決定する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、内部監査部門の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関し、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- イ. 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び以下に定める事項について、監査役にその都度報告するものとする。
    - (a) 内部統制システム構築に関する事項
    - (b) 当社の重要な会計方針、会計基準の変更に係る事項
    - (c) 重要な開示に関する事項
    - (d) 監査役から要求された会議議事録に関する事項
    - (e) その他コンプライアンス上重要な事項
  - ロ. 監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられている。
  - ハ. 当社及び当社グループは、監査役に対して報告したことを理由として不利益な扱いをすることを禁止する。
- ⑨ その他監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議の出席、稟議書等業務に関する重要な文書を開覧することができる。

ロ. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

ハ. 監査役は職務について生じる費用について請求することができ、当該請求が職務執行に必要でないとい認められる場合を除き、当該請求に基づき支払いを行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監理する。

ロ. 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制システム構築を推進し、その整備・運用の評価を行う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しておりますほか、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な教育を実施することとしており、ハラスメント、内部通報制度、情報セキュリティなどについての教育を実施しました。

経営監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程などの順守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務対応が適切になされているかについても確認しています。

② リスクマネジメントに対する取り組み

リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、「内部統制リスクマネジメント基準」に基づき、リスクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。

③ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み

内部統制事務局が各部門に赴き、業務プロセスの実施者と一緒にウォークスルーを実施することで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と順守の教育を実施しました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えており、当社株式に対する大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案又は買付行為の是非についての判断は、最終的

には株主の皆様のご意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、当社のビジネスは、株主の皆様を始め、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる安定的かつ健全な体制を構築し、社会から必要とされる高品質なサービスを提供していくことが、当社企業価値を高めていく上で不可欠な要件となっております。

近年、新しい法制度、企業買収環境及び企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。また、株式の大量取得行為の中には、(a)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、(b)株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(c)対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(d)対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案が行われ、その買付提案が実行された場合、当社がこれまで育成してまいりました当社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては株主共同の利益を毀損する可能性があります。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大量取得行為に対して必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ② 当社の企業価値・株主共同の利益の向上及び基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値の源泉を踏まえて、多数の投資家の皆様により長期的に継続して当社に投資していただくため、中期経営計画の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでおります。以下に掲げる取組みは、いずれも本基本方針の実現に資するものと考えております。

### イ. 当社の経営方針

当社は制御、組込、プラットフォーム分野に特化したソフトウェア受託開発業務を行っており、お客様の満足度向上のためサービスをキーワードとして品質・納期・価格・セキュリティの4項目に重点を置き信頼できるソリューションを提供してまいります。具体的には

- (a) お客様に満足していただける付加価値の高い製品を提供する。
- (b) 株主の皆様のご期待と信頼に応える魅力ある成長経営を目指す。
- (c) とともに働く社員に誇りを持って楽しく働ける環境と機会を公平に提供する。
- (d) 社会の発展のために安全で適価な製品を提供する。

の4点を経営方針として掲げ、中長期的な発展・成長を実現するとともに、企業の社会的責任に十分配慮し、より一層の企業価値向上を目指してまいりたいと考えております。

### ロ. 中期経営計画の推進

当社グループは企業価値を高めるために中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、ソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることにより顧客に最大のメリットを提供するというトータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービス (T-SES) を実現するために、社会インフラを戦略分野として、受注拡大のための営業強化、当社のマネジメント力を活かすための請負範囲の拡大、実務を通じた人材の育成、コスト効率向上

と人材の最適配置のための子会社を含めた事業再編などを重点施策として実施してまいります。

#### ハ. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社グループでは経営の透明性・健全性の観点から、コーポレート・ガバナンスは経営上の重要課題の一つと認識しております。経営環境や市場の変化、顧客の動向に素早く対応するため、迅速かつ適正な意思決定を図ると同時に、取締役会及び監査役会の機能向上に努めております。この考えに基づき、

- (a) 重要な業務執行の決定はすべて取締役会に付議され迅速に決定されており、その執行の監視は取締役間相互にて牽制機能をもって行っております。
- (b) 株主が業績結果に基づいた取締役評価をより適時に行えるように、取締役の任期は一年となっております。
- (c) 取締役会の任意の諮問委員会として代表取締役社長をのぞく常勤取締役、社外取締役、監査役から選任される指名報酬委員会及び投資審査委員会を設置し、経営監督機能の向上に努め、株主重視の経営を推進しております。
- (d) 監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営について監視し、取締役の職務執行を含む日常的な経営活動の監査を行っております。監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとし、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられております。
- (e) 取締役及び監査役に監査結果の報告を行う独立した内部監査部門として経営監査室を設置し、内部監査規程に基づき各部門の会計監査・業務監査・コンプライアンス監査・内部統制監査を実施しております。
- (f) グループ会社を含めた全取締役、従業員が、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、速やかに管理部あるいは社外の顧問弁護士に対し通報・相談を行い、内部統制の自浄化を図る体制を整備しております。

#### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式に対する大規模な買付提案及び買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案すること、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みを確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同利益を確保するために必要であると判断いたしました。

そこで当社は、平成20年3月7日開催の取締役会において、当社株式の大規模な買付提案及び買付行為への対応方針（買収防衛策）を導入することを決議し、平成20年8月26日開催の第41期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました。その後、平成23年8月26日開催の第44期定時株主総会及び平成26年8月22日開催の第47期定時株主総会のそれぞれにおいて、一部変更の上継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます）。

本プランの有効期間は、平成29年8月に開催予定の第50期定時株主総会の終結の時をもって満了となります。

本プランは、買付行為等に際してのルールを設定し、大量買付提案者に対してそのルールに従うことを求めるとともに、対抗措置の発動及び不発動に関する要件及び手続き等を定めております。

また、本プランにおける対抗措置は、会社法第277条に規定される新株予約権の無償割当によるものと

しております。

- ④ 前記取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、上述のとおり、当社株式に対する買付行為等が行われた際に、当該買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

本プランにおいては、実際に当社に対して買付行為等がなされた場合には、特別委員会が特別委員会規程に従い、当該買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととなります。また、当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合でない限りは、特別委員会の勧告又は株主総会における決定の内容と異なった決議をすることはできません。なお、特別委員会は独立した第三者から助言を受けることとされており、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっているとともに、特別委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

また、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではなく、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

こうしたことから、本プランは、平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性確保の原則のすべてを充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容を踏まえており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策として位置付けております。その方法として、

- ① 継続的な成長により株主価値を最大化すること
- ② 安定的な配当を継続すること

を実施しております。

成長の源泉として利益を確保すると同時に、配当性向50%以上の安定的な配当を目標として実施してまいります。

上記の方針に基づき、当期末の配当につきましては、平成28年7月7日の取締役会決議により期末配当金を1株当たり20円とし、すでにお支払いしている中間配当とあわせ、当期の年間配当金は1株当たり35円となります。なお、当期末の配当の効力発生日は平成28年8月8日とします。

内部留保については、経営基盤の拡大のためのM&A、新規事業、研究開発、人材への戦略的な投資に有効活用し、業績の向上を目指してまいります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号の法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

また、剰余金の配当としての期末配当は毎年5月31日、中間配当は毎年11月30日を基準日としております。

# 連結貸借対照表

(平成28年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,509,877</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,013,738</b>
現金及び預金	2,461,029	買掛金	57,623
受取手形及び売掛金	1,341,274	未払法人税等	13,381
電子記録債権	707,266	賞与引当金	589,618
有価証券	1,607,659	役員賞与引当金	11,592
仕掛品	111,892	瑕疵補修引当金	10,919
繰延税金資産	218,927	その他	330,603
その他	61,827	<b>固 定 負 債</b>	<b>121,391</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,637,103</b>	繰延税金負債	41,796
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>206,194</b>	役員退職慰労引当金	79,332
建物及び構築物	88,986	その他	262
工具、器具及び備品	20,249	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,135,129</b>
土地	96,958	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>10,883</b>	株 主 資 本	7,910,320
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,420,025</b>	資 本 金	1,487,409
投資有価証券	2,178,325	資 本 剰 余 金	2,325,847
その他	241,700	利 益 剰 余 金	4,851,275
		自 己 株 式	△754,212
		その他の包括利益累計額	101,531
		その他有価証券評価差額金	101,531
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,011,852</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,146,981</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>9,146,981</b>

目次・招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(平成27年6月1日から  
平成28年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,618,798
売上原価	4,505,737
売上総利益	1,113,061
販売費及び一般管理費	687,187
営業利益	425,873
営業外収益	
受取利息	23,648
保険解約返戻金	16,141
保険配当金	9,035
雑収入	8,987
営業外費用	
寄付金	4,000
障害者雇用納付金	258
雑損	86
経常利益	479,342
特別損失	
固定資産除却損	501
税金等調整前当期純利益	478,841
法人税、住民税及び事業税	114,970
法人税等調整額	58,958
当期純利益	304,913
親会社株主に帰属する当期純利益	304,913

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年6月1日から  
平成28年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,487,409	2,325,847	4,718,651	△754,212	7,777,696
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△172,289		△172,289
親会社株主に帰属する当期純利益			304,913		304,913
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	132,624	—	132,624
当 期 末 残 高	1,487,409	2,325,847	4,851,275	△754,212	7,910,320

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	49,505	49,505	7,827,202
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△172,289
親会社株主に帰属する当期純利益			304,913
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	52,025	52,025	52,025
当 期 変 動 額 合 計	52,025	52,025	184,649
当 期 末 残 高	101,531	101,531	8,011,852

目次・招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び名称

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 国際プロセス(株)

#### (2) 非連結子会社の数及び名称

- ・非連結子会社 1社
- ・非連結子会社の名称 大連艾普迪科技有限公司  
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社(大連艾普迪科技有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ) 満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

##### ロ) その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

仕掛品……………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10年～50年

工具、器具及び備品 4年～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
 自社利用目的のソフトウェア  
 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金……………受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち連結会計年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上しております。
- ⑤ 瑕疵補修引当金……………ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額と、個別に把握可能な瑕疵補修見込額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金……………当社の役員の退職慰労金支給に備えるため、内規による連結会計年度末支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準  
 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準  
 受注制作のソフトウェアに係る契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。  
 なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価額を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いております。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項  
 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響額はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

- |                              |    |                  |
|------------------------------|----|------------------|
| 1. 担保に供している資産                | 土地 | 27,588千円         |
| なお、当連結会計年度末には、担保に係る債務はありません。 |    |                  |
| 2. 当座貸越契約                    |    |                  |
| 当座貸越限度額                      |    | 100,000千円        |
| 借入実行残高                       |    | 一千円              |
| 差引額                          |    | <u>100,000千円</u> |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額            |    | 535,202千円        |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,745,184	—	—	5,745,184
自己株式				
普通株式	822,634	—	—	822,634

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年7月6日 取締役会	普通株式	98,451	20.00	平成27年5月31日	平成27年8月10日
平成27年12月28日 取締役会	普通株式	73,838	15.00	平成27年11月30日	平成28年2月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年7月7日 取締役会	普通株式	98,451	利益剰余金	20.00	平成28年5月31日	平成28年8月8日

(金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクが存在します。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、ほぼ2ヶ月以内の支払期日であり流動性リスクが存在します。未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、すべて1年以内に納付期日が到来します。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、経理部が得意先別に記録・整理して定期的に管理しております。また事業部門長が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、資金計画に基づき、「決裁権限細則」の所定決裁を経て、格付の高い債券のみを対象として運用しているため、信用リスクは僅少であります。

当連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

#### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

月次の取引実績は、経理部を所管する役員及び取締役会に報告しております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が毎月、資金繰計画を作成・更新するとともに取締役会に報告することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (5) 信用リスクの集中

当連結決算日現在における営業債権のうち67.2%が大口顧客（上位2社）に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2を参照ください）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,461,029	2,461,029	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,341,274	1,341,274	—
(3) 電子記録債権	707,266	707,266	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,774,582	3,778,112	3,529
① 満期保有目的の債券	2,059,936	2,063,465	3,529
② その他有価証券	1,714,646	1,714,646	—
資産計	8,284,152	8,287,682	3,529
(1) 買掛金	57,623	57,623	—
(2) 未払法人税等	13,381	13,381	—
負債計	71,005	71,005	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券は満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

- ① 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	1,407,070	1,410,775	3,705
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	652,866	652,690	△176
合計	2,059,936	2,063,465	3,529

②その他有価証券

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	453,716	317,394	136,322
債券	1,160,930	1,150,888	10,041
小計	1,614,646	1,468,282	146,363
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	100,000	100,000	—
小計	100,000	100,000	—
合計	1,714,646	1,568,282	146,363

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表価額
非上場株式	11,401
出資金	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、出資金は連結貸借対照表上「投資その他の資産 其他」に含まれております。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,461,029	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,341,274	—	—	—
電子記録債権	707,266	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	1,200,000	850,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの (その他)	400,000	750,000	100,000	—
合計	6,109,570	1,600,000	100,000	—

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,627円58銭

1株当たり当期純利益金額

61円94銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,491,761</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,013,668</b>
現 金 及 び 預 金	2,442,913	買 掛 金	57,623
受 取 手 形	5,238	未 払 金	304,775
電 子 記 録 債 権	707,266	未 払 費 用	7,370
売 掛 金	1,336,036	未 払 法 人 税 等	13,311
有 価 証 券	1,607,659	預 り 金	18,458
仕 掛 品	111,892	賞 与 引 当 金	589,618
前 払 費 用	24,131	役 員 賞 与 引 当 金	11,592
繰 延 税 金 資 産	218,927	瑕 疵 補 修 引 当 金	10,919
そ の 他	37,695	<b>固 定 負 債</b>	<b>121,391</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,646,934</b>	繰 延 税 金 負 債	41,796
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>206,194</b>	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	79,332
建 物	82,728	そ の 他	262
構 築 物	6,257	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,135,059</b>
工 具、器 具 及 び 備 品	20,249	<b>純 資 産 の 部</b>	
土 地	96,958	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,902,105</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>10,883</b>	資 本 金	1,487,409
ソ フ ト ウ エ ア	7,248	資 本 剰 余 金	2,325,847
そ の 他	3,635	資 本 準 備 金	2,174,175
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,429,855</b>	そ の 他 資 本 剰 余 金	151,672
投 資 有 価 証 券	2,178,325	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>4,843,059</b>
関 係 会 社 株 式	19,830	利 益 準 備 金	65,370
長 期 前 払 費 用	814	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,777,689
そ の 他	230,886	別 途 積 立 金	3,300,150
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,477,539
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△754,212</b>
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	101,531
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	101,531
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,138,695</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,003,636</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>9,138,695</b>

目次・招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

(平成27年6月1日から  
平成28年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,618,798
売 上 原 価		4,505,737
売 上 総 利 益		1,113,061
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		687,058
営 業 利 益		426,003
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,903	
有 価 証 券 利 息	21,740	
受 取 配 当 金	5,602	
受 取 手 数 料	2,342	
保 険 解 約 返 戻 金	16,141	
保 険 配 当 金	9,035	
雑 収 入	1,043	57,810
営 業 外 費 用		
寄 付 金	4,000	
障 害 者 雇 用 納 付 金	258	
雑 損 失	86	4,344
経 常 利 益		479,468
特 別 利 益		
特 別 株 式 消 滅 差 益	39,260	39,260
特 別 損 失		
特 定 資 産 除 却 損	501	501
税 引 前 当 期 純 利 益		518,227
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		114,900
法 人 税 等 調 整 額		58,958
当 期 純 利 益		344,369

# 株主資本等変動計算書

(平成27年6月1日から  
平成28年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	1,487,409	2,174,175	151,672	2,325,847	65,370	3,300,150	1,305,458	4,670,979	△754,212	7,730,024
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△172,289	△172,289		△172,289
当 期 純 利 益							344,369	344,369		344,369
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	172,080	172,080	—	172,080
当 期 末 残 高	1,487,409	2,174,175	151,672	2,325,847	65,370	3,300,150	1,477,539	4,843,059	△754,212	7,902,105

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	49,505	49,505	7,779,530
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△172,289
当 期 純 利 益			344,369
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	52,025	52,025	52,025
当 期 変 動 額 合 計	52,025	52,025	224,105
当 期 末 残 高	101,531	101,531	8,003,636

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

- ① 子会社及び関連会社株式……移動平均法による原価法
- ② 満期保有目的の債券……償却原価法 (定額法)
- ③ その他有価証券
  - ・ 時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
  - ・ 時価のないもの……移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

仕掛品……個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	10年～50年
工具、器具及び備品	4年～20年

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。
- (4) 受注損失引当金……受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち事業年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上しております。
- (5) 瑕疵補修引当金……ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額と、個別に把握可能な瑕疵補修見込額を計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価額を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いております。

#### 5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	土地	27,588千円
なお、当事業年度末には、担保に係る債務はありません。		
2. 当座貸越契約		
当座貸越限度額		100,000千円
借入実行残高		一千円
差引額		<u>100,000千円</u>
3. 有形固定資産の減価償却累計額		535,202千円
4. 関係会社に対する金銭債務		7,990千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引	111,222千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	822,634	—	—	822,634

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金等	203,475千円
役員退職慰労引当金	24,316千円
投資有価証券評価損	4,048千円
未払事業税・未払事業所税	3,787千円
一括償却資産	899千円
その他	10,598千円
繰延税金資産小計	247,124千円
評価性引当額	△25,160千円
繰延税金資産合計	221,964千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△44,832千円
繰延税金負債合計	△44,832千円
繰延税金資産の純額	177,131千円

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,625円91銭
1株当たり当期純利益金額	69円96銭
算定上の基礎は次のとおりであります。	
純資産額	8,003,636千円
当期純利益	344,369千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	344,369千円
普通株式の期中平均株式数	4,922,550株

潜在株式は存在しません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 企業結合に関する注記 共通支配下の取引等

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

- ・ 結合当事企業の名称：アイ・ピー・エス株式会社
- ・ 事業の内容：情報システムの保守・運用サービス等

② 企業結合日

- ・ 平成27年6月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、アイ・ピー・エス株式会社を消滅会社とする吸収合併で、会社法第796条第3項に規定する簡易合併

④ 結合後企業の名称

日本プロセス株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

アイ・ピー・エス株式会社は当社の連結子会社であり、情報システムの保守・運用サービスを主な事業としておりました。当社としては、経営の効率化をさらに推し進める上で子会社の情報・人材・ノウハウ等を当社に一体化することにより、経営資源の効率的な活用が図れると判断し、アイ・ピー・エス株式会社を吸収合併いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. その他追加情報の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年7月15日

日本プロセス株式会社  
取締役会 御中

## 京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下村 久幸 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 小宮山 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本プロセス株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プロセス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年7月15日

日本プロセス株式会社  
取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下村 久幸 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小宮山 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本プロセス株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年7月26日

日本プロセス株式会社 監査役会

常勤監査役	岡	竹	芳	彦	Ⓔ
社外監査役	椎	名	健	二	Ⓔ
社外監査役	上	蘭		朗	Ⓔ

以 上

# 株主総会参考書類

目次・招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成27年法律第73号)の施行に伴い、定款第2条(目的)を一部変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(3) (条文省略) (新 設) (4) (条文省略)	第2条(目的) (現行どおり) (1)～(3) (現行どおり) <u>(4)労働者派遣事業</u> (5) (現行どおり)

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	(再任) おおぶ ひとし 大部 仁 (昭和43年6月16日生)	平成4年4月 郵政省（現総務省）入省 平成12年1月 米国ニューヨーク州 弁護士登録 平成12年8月 当社取締役 平成15年7月 当社代表取締役社長 平成17年7月 コンピュータシステムプランニング株式会社代表取締役社長 平成18年8月 株式会社日本システムアプリケーション代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役会長 平成28年6月 当社代表取締役会長兼情報システム統括（現任）	549,923株
2	(再任) かみいし よしあき 上石 芳昭 (昭和30年3月14日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年8月 当社日立事業所長 平成15年8月 当社事業統括部長 平成16年3月 当社京浜事業所長 平成16年8月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役事業統括 平成18年7月 国際プロセス株式会社代表取締役社長 平成19年8月 当社代表取締役副社長兼事業統括 平成23年6月 当社代表取締役副社長兼事業統括兼事業本部長 平成24年8月 当社代表取締役副社長兼事業統括兼技術統括兼事業本部長 平成25年6月 当社代表取締役社長兼事業統括兼技術統括兼事業本部長 平成25年8月 当社代表取締役社長兼事業統括兼事業本部長 平成27年6月 当社代表取締役社長 平成28年6月 当社代表取締役社長兼管理統括（現任）	24,300株
3	(再任) ただ としろう 多田 俊郎 (昭和34年10月3日生)	昭和59年4月 当社入社 平成16年3月 当社品質技術部長 平成18年8月 当社執行役員品質技術部長 平成19年6月 当社執行役員プロジェクト管理支援部長 平成21年6月 当社品質統括兼プロジェクト管理支援部長 平成21年8月 当社取締役品質統括兼プロジェクト管理支援部長 平成24年6月 当社取締役品質統括兼情報システム統括兼プロジェクト管理支援部長 平成25年8月 当社取締役品質統括兼技術統括兼情報システム統括兼プロジェクト管理支援部長 平成27年6月 当社取締役事業統括兼技術統括兼事業本部長（現任）	6,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	(再任) まつおか ひとし 松岡 仁 (昭和30年10月23日生)	昭和51年4月 当社入社 平成16年3月 当社日立事業所長 平成20年6月 当社交通システム事業部長兼日立事業所長 平成23年6月 当社交通システム事業部長兼産業・公共システム事業部長 平成24年6月 当社産業・公共システム事業部長 平成26年6月 当社事業本部副本部長兼日立事業所長 平成27年6月 当社品質統括兼プロジェクト管理支援部長兼日立事業所長 平成27年8月 当社取締役品質統括兼プロジェクト管理支援部長兼日立事業所長 (現任)	15,900株
5	(新任) さかまき よしひろ 坂巻 詳浩 (昭和43年9月20日生)	平成7年1月 株式会社フルキャスト (現株式会社フルキャストホールディングス) 入社 平成17年10月 アジアパシフィックシステム総研株式会社 (現キャノン電子テクノロジー株式会社) 取締役 平成20年5月 ネットイットワークス株式会社 (現KCCS モバイルエンジニアリング株式会社) 取締役 平成21年10月 スリープログループ株式会社 執行役員経営管理室長 平成23年3月 当社入社 平成24年6月 当社経理部長 平成28年6月 当社財務統括兼経理部長 (現任)	—
6	(再任) もろほし のぶや 諸星 信也 (昭和20年9月13日生)	昭和45年4月 株式会社電通入社 昭和62年10月 同社情報システム室企画開発部長 平成11年1月 同社情報システム局長 平成17年10月 広告システム研究所所長 (現任) 平成17年10月 東京コンサルティング株式会社顧問 (現任) 平成20年8月 当社取締役 (現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項

- (1) 諸星信也氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 社外取締役候補者とした理由

諸星信也氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、高度な情報システム関連技術・知識・経験を活用願うとともに、上場企業での上級管理者としての視点で経営の監視などをしていただきたいため選任をお願いするものであります。社外取締役としての在任期間は本総会の終結の日をもって8年となります。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、本総会において、諸星信也氏の再任が承認された場合、同氏と当社間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 当社は、諸星信也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、次期定時株主総会開催の時までを選任の効力とする補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	やまもと ひでひろ 山本 秀博 (昭和34年12月8日生)	昭和57年4月 当社入社 平成22年6月 当社管理部長 平成26年4月 当社経営監査室長(現任)	15,000株
2	いしばし かつお 石橋 克郎 (昭和35年2月6日生)	平成2年9月 株式会社TAC入社 平成7年10月 司法試験合格 平成8年4月 司法研修所入所(第50期司法修習生) 平成10年3月 司法研修所卒業 平成10年4月 弁護士(東京弁護士会) 平成10年4月 中村法律事務所入所(現任) 平成15年4月 中央大学法科大学院実務講師 平成19年4月 中央大学法科大学院兼任講師(現任) 平成19年4月 明治学院大学法科大学院兼任講師(現任) 平成21年4月 東京弁護士会常議員	—

- (注)
- 山本秀博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 石橋克郎氏は、中村法律事務所の弁護士(東京弁護士会)であります。当社は中村法律事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しております。
  - 補欠社外監査役候補者に関する事項
    - 石橋克郎氏は補欠社外監査役候補者であります。
    - 補欠社外監査役候補者とした理由  
同氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
    - 責任限定契約の概要  
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めております。本総会において、石橋克郎氏の再任が承認され監査役に就任した場合、同氏と当社の間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
  - 候補者山本秀博氏は監査役岡竹芳彦氏の補欠、候補者石橋克郎氏は社外監査役椎名健二氏及び社外監査役上園朗氏の補欠であります。

**第4号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます久保裕氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、退職慰労金の具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
くぼ ゆたか 久保 裕	平成21年 8月 当社取締役 現在にいたる

**第5号議案** 社外取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、平成28年7月26日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しの一環として、現行の社外取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案の承認可決を条件として重任される社外取締役1名及び在任中の監査役3名に対し、就任から制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い打ち切り支給したいと存じます。

その支給の時期につきましては対象となる社外取締役及び監査役の退任時といたしたく、具体的な金額、方法等は、社外取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる社外取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
もろほし のぶや 諸星 信也	平成20年 8月 当社社外取締役（現任）
おかたけ よしひこ 岡竹 芳彦	平成23年 8月 当社常勤監査役（現任）
しいな けんじ 椎名 健二	平成21年 8月 当社監査役（現任）
かみぞの あきら 上園 朗	平成27年 8月 当社監査役（現任）

以上



